

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させ、かつ社員全員が働きやすい環境を整備することにより能力を十分に発揮出来るようにするため、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日

2 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準とする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- ・令和7年4月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討
- ・令和7年4月～男性による育児の重要性を啓発することにより、配偶者が妊娠・出産した男性の育児休業等の取得促進を図る

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- ・令和8年4月～週1日ノー残業デーを設定し、管理職による管理を徹底